

糸島市補助金設計書

所管課 警防課

補助金名称	消防団員準中型自動車免許証等取得補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市消防団員準中型自動車免許証等取得補助金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり

政策2_消防・救急の充実

施策①_消防力の強化

1 補助の目的

平成29年3月12日の道路交通法の改正に伴い、消防団ポンプ自動車を運転するためには、準中型免許の取得が必要となり、今後、消防団ポンプ自動車を運転できる団員の確保が困難となることが予想される。このことに伴い、消防団員が準中型免許等を取得するための助成を行い、消防団員の負担軽減と消防団活動を維持することを目的とする。

2 成果指標

指標① 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車を運転できる団員の確保。

目標値① 100 (単位) %

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

消防団員準中型自動車免許証等取得事業

【補助対象者】

運転免許証を取得していない消防団員

平成29年3月12日以降に普通自動車免許証を取得している消防団員

平成29年3月11日以前にオートマチック限定自動車免許証を取得している消防団員

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

消防団ポンプ自動車が運転可能な運転免許証を取得するために要する入学金、教習料金及び検定料等として納入する費用。

※再受験料等の追加料金を除く。他の補助制度により助成を受ける場合は、当該補助額を除く。運転免許証を取得していない消防団員は、普通自動車免許証の取得に係る費用を除く。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【積算根拠ほか】

補助限度額(1件につき) 準中型自動車免許証等取得6万円
オートマチック限定自動車免許証の限定解除3万円

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 7 年度 まで